

がん対策専門委員会

(平成 30 年度)

がん対策専門委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 がん対策専門委員会

委員長 杉山 一彦

I. はじめに

広島県では、昭和 54 (1979) 年からがんが死因の第 1 位となり、平成 29 (2017) 年には、総死亡者の約 3 割、年間約 8,300 人ががんで亡くなっている。また、公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'18」によると、生涯のうちにがんに罹患する可能性はおよそ 2 人に 1 人とされている。本委員会は、県民のがんによる死亡率減少を図ることなどを目的として、平成 30 (2018) 年 3 月に広島県が策定した「広島県がん対策推進計画～第 3 次～」の柱の 1 つであるがん医療分野に係る、がん診療連携拠点病院の機能強化やがん医療水準向上、医療連携体制の強化等について検討を行ってきた。

今年度は、国指定・県指定がん診療連携拠点病院の機能強化や膵臓がん早期発見体制の構築に向けた協議を行った。

II. 国指定がん診療連携拠点病院の指定更新について

広島県では県内のどこに住んでいても質の高いがん医療を受けることができるよう、国指定がん診療連携拠点病院をすべての二次保健医療圏に整備し、11 施設が指定されている。

この度、国指定がん診療連携拠点病院の整備指針が見直され、地域がん診療連携拠点病院の類型に【高度型】と【特例型】が新設されたことについて情報共有を行った。

広島県がん対策課から、各国指定がん診療連携拠点病院への個別ヒアリングおよび現況報告の内容を基に推薦方針が説明され、協議の結果、既指定の 11 病院の指定更新を行うこととした。

県指定がん診療連携拠点病院の福山医療センターから国指定への推薦申請があったが、必須要件をすべて満たしていないことなどから、今回の推薦は見

送ることとした。

III. 県指定がん診療連携拠点病院の指定更新について

平成 22 (2010) 年から、広島県独自の取組として、がん医療水準の更なる向上を促すとともに、県民に安心かつ適切な医療を提供できる体制を強化するため、国指定がん診療連携拠点病院と同等の医療機能を有する施設を県指定がん診療連携拠点病院として指定し、医療提供体制の充実を図っている。

国指定がん診療連携拠点病院の指定要件が改定されたことに伴い、県指定がん診療連携拠点病院の指定要件も国に準拠するかたちで改定した。

ただし、国指定では必須となっている緩和ケア研修およびがん看護研修については、合理的・効率的な開催を目的として、ほかの拠点病院との連携などによる開催を認め、「原則」実施することとした。

また、いずれの県指定がん診療連携拠点病院においても必須要件に未充足項目があったため、経過措置として 2 年間の指定とした。

IV. 膵臓がん早期発見体制の構築について

広島県では、第 3 次広島県がん対策推進計画において、特に死亡者数の多い膵臓がんの早期発見のための医療連携体制の構築に取り組むこととしている。

広島県がん対策課から、尾三地区における尾道方式を参考とし、全県的な膵臓がん早期発見体制の整備に向けたワーキング・グループの設置・検討について提案があった。

委員からは、この取組の成果を評価するための基準の設定などについて意見があった。

今後は、委員の選定を進め、ワーキング・グループの開催を目指していく。

V. おわりに

今後も広島県の医療の強みである地対協の枠組みを活用し、がん診療連携拠点病院を中心とした医療

連携体制の充実・強化を行うとともに、高度型がん診療連携拠点病院やがんゲノム医療拠点病院への指定に向けた検討をしていく必要がある。

広島県地域保健対策協議会 がん対策専門委員会

委員長 杉山 一彦 広島大学病院・がん治療センター
委 員 粟井 和夫 広島大学大学院医歯薬保健学研究科放射線診断学
岡島 正純 広島市立広島市民病院
岡田 守人 広島大学原爆放射線医学研究所
片岡 健 広島大学大学院医歯薬保健学研究科成人健康学
木矢 克造 県立広島病院
小林 正夫 広島大学大学院医歯薬保健学研究科小児科学
篠崎 勝則 県立広島病院
臺丸 尚子 広島市健康福祉局保健部
高倉 範尚 福山市病院事業局
田中 剛 広島県健康福祉局
田中 信治 広島大学病院内視鏡診療科
茶山 一彰 広島大学大学院医歯薬保健学研究科消化器・代謝内科学
津谷 隆史 広島県医師会
永田 靖 広島大学大学院医歯薬保健学研究科放射線腫瘍学
本家 好文 広島県健康福祉局がん対策課
三宅 規之 広島県医師会
安井 弥 広島大学大学院医歯薬保健学研究科分子病理学
山田 博康 広島県医師会
吉原 正治 広島大学保健管理センター